

令和3年第3回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和3年8月30日



## 目 次

議第56号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第57号	押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について…	2
議第58号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第59号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…………	6
議第60号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて…………	7
議第62号	財産の処分について……………	8
議第63号	市道路線の廃止について……………	9
議第64号	市道路線の廃止について……………	10
議第65号	市道路線の認定について……………	11
議第66号	市道路線の認定について……………	12
議第67号	市道路線の認定について……………	13
議第68号	令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊
議第69号	令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）	} 別冊
議第70号	令和3年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	
議第71号	令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第72号	令和3年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）	} 別冊
議第73号	令和3年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）	
認第1号	令和2年度瑞浪市一般会計決算の認定について	
認第2号	令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	} 別冊
認第3号	令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
認第4号	令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	
認第5号	令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	
認第6号	令和2年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	
認第7号	令和2年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	

議第56号 瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正により、国の情報提供ネットワークシステムの所管が変更されたことに伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

国の情報提供ネットワークシステムの所管変更及び引用規定の号ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第19条（略） （保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第19条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p> <p>第19条の3～第38条（略）</p>	<p>第1条～第19条（略） （保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第19条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p> <p>第19条の3～第38条（略）</p>

議第57号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【制定趣旨】

本市の行政手続における押印、署名、対面手続の見直しにより手続の簡素化を図るため、関係する条例の整備を行う。

【改正内容】

押印、署名、対面手続の見直しに伴い関係条例の整備を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条（略） （職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条（略）</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 一</p> </div>	<p>第1条（略） （職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> </div>
<p>○瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第2条）</p> <p>第1条～第5条（略） （審査の申出）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>第7条～第9条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （審査の申出）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第7条～第9条（略）</p>

<p>(口頭審理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し 、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p>
---	--

議第58号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収主体として位置づけられたことに伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

個人番号カード再交付手数料に係る規定を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～3（略）	(略)	(略)	(略)	1～3（略）	(略)	(略)	(略)
4 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1～4 (略) 5 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍附票の除票写し交付手数料	1通につき 300円	4 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1～4 (略) 5 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍附票の除票写し交付手数料	1通につき 300円
				5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1枚につき 800円
5 狂犬病予防法(昭和25年法律第247	1 法第4条第2項の	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	6 狂犬病予防法(昭和25年法律第247	1 法第4条第2項の	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円

号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	規定に基づく犬の登録		
	2～4 (略)	(略)	(略)
<u>6</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	規定に基づく犬の登録		
	2～4 (略)	(略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	(略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)



議第59号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わた なべ き み よ 渡 邊 喜 美 代
生年月日	※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	中京短期大学保育科 卒業
経歴	昭和53年4月 瑞浪市役所 奉職 平成25年4月 日吉幼稚園 園長 平成28年4月 桔梗幼稚園 園長 平成30年4月 桔梗地域子育て支援センター 主査 令和3年3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	新任

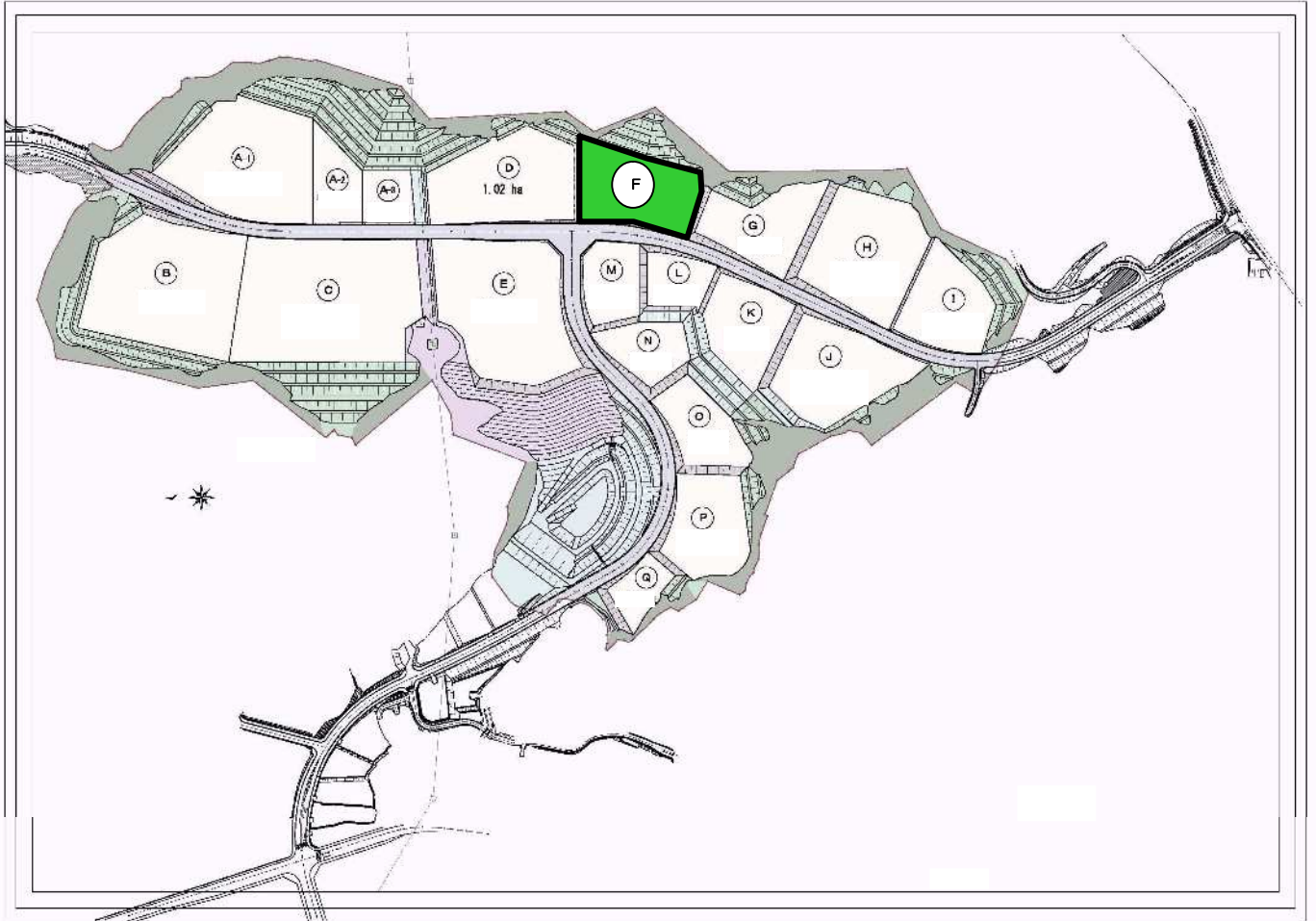
議第60号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	すず き けい こ 鈴 木 圭 子
生年月日	※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学歴	多治見西高等学校 卒業
経歴	<p>平成 4年 4月 平成サンケイ株式会社 入社  平成 8年 8月 平成サンケイ株式会社 退社  平成 8年 11月 ワールド東海株式会社 入社  平成 11年 5月 ワールド東海株式会社 退社  平成 11年 6月 株式会社間組 入社  平成 12年 7月 株式会社間組 退社  平成 26年 4月 瑞浪市臨時職員  平成 28年 3月 瑞浪市 退職  平成 28年 9月 瑞浪市臨時職員  平成 30年 4月 瑞浪市嘱託員  令和 2年 4月 瑞浪市会計年度任用職員  現在に至る</p>
備考	新任

議第62号 財産の処分について

位置図

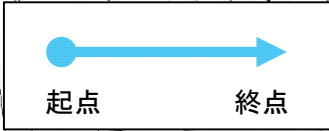


土地の所在

瑞浪市山田町字小洞				
地番	地目	面積 (㎡)	区画番号	企業名
2006	宅地	6,503.59	F	株式会社アストリム

議第63号 市道路線の廃止について

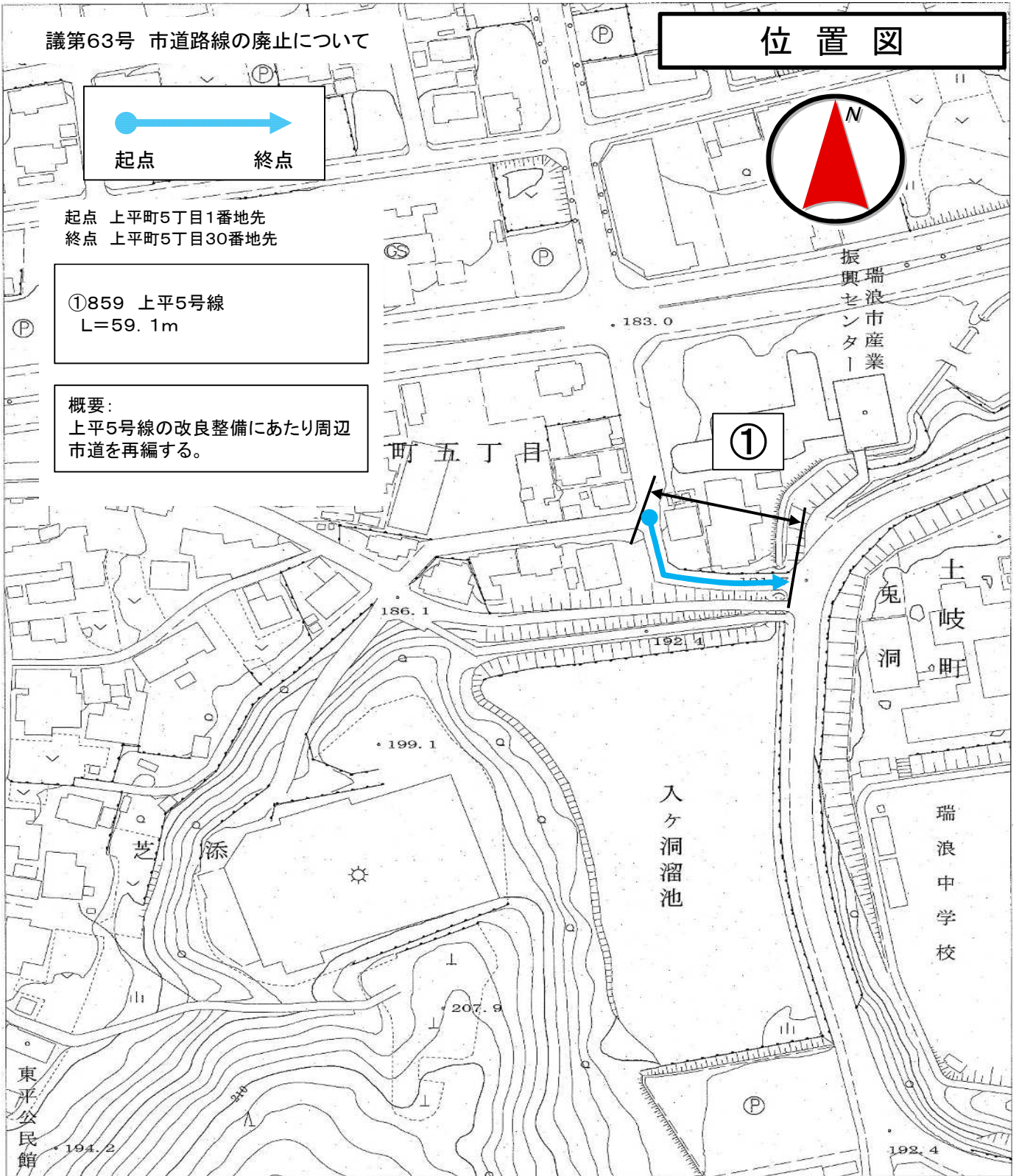
位置図



起点 上平町5丁目1番地先  
終点 上平町5丁目30番地先

①859 上平5号線  
L=59.1m

概要：  
上平5号線の改良整備にあたり周辺市道を再編する。





議第64号 市道路線の廃止について

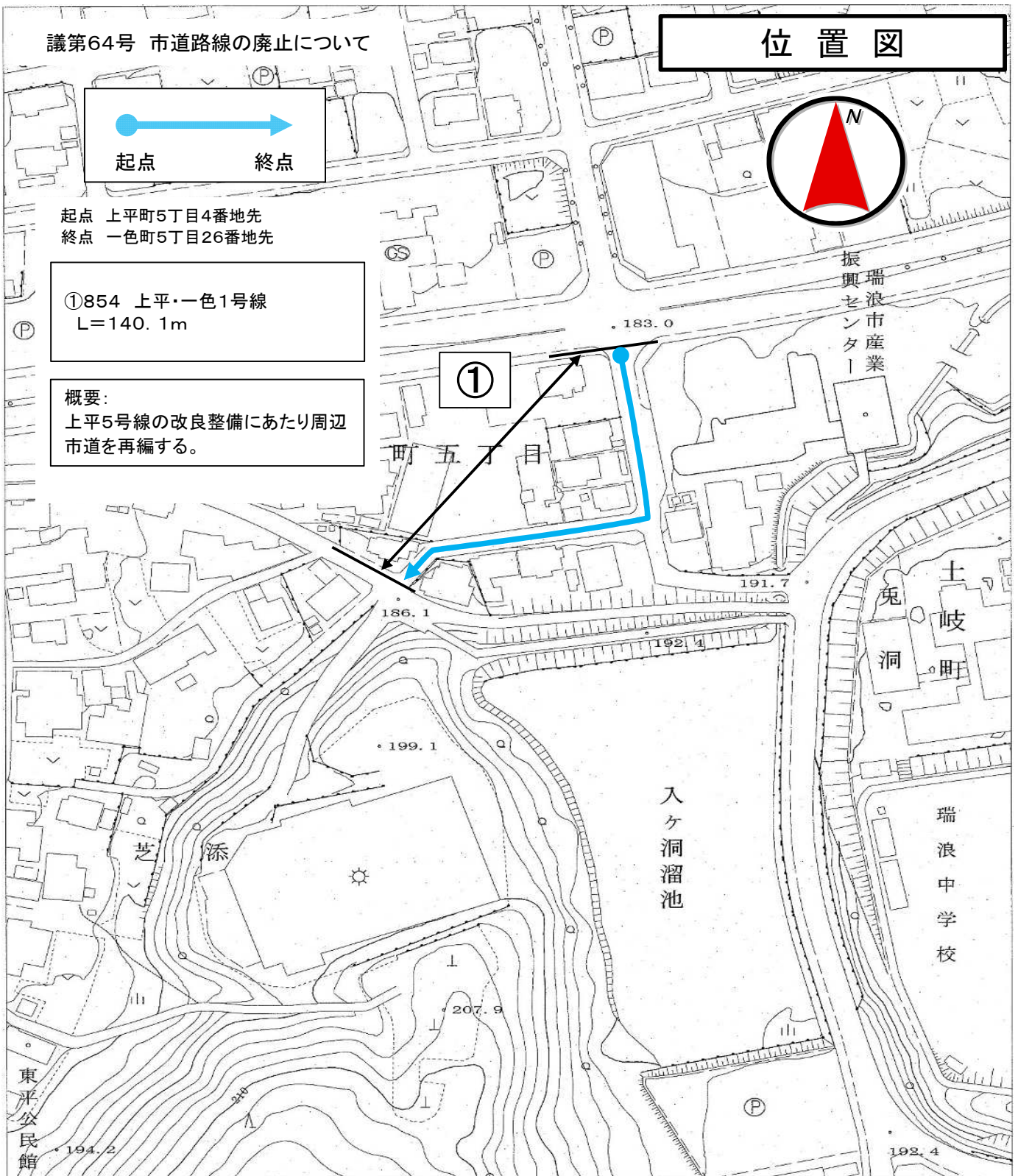
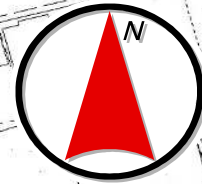
位置図



起点 上平町5丁目4番地先  
終点 一色町5丁目26番地先

①854 上平・一色1号線  
L=140.1m

概要：  
上平5号線の改良整備にあたり周辺  
市道を再編する。



議第65号 市道路線の認定について

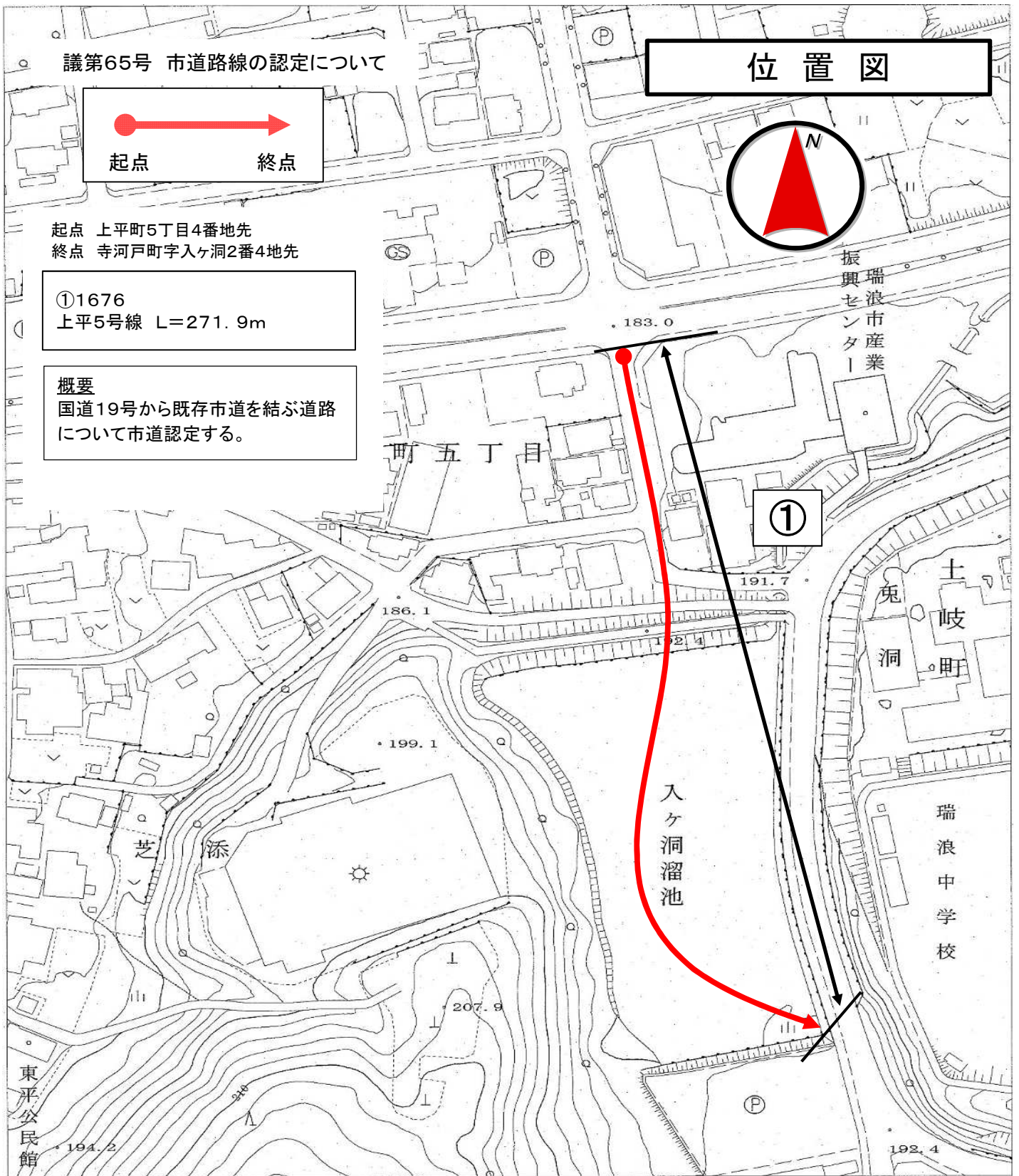
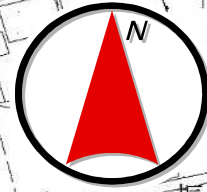
位置図



起点 上平町5丁目4番地先  
終点 寺河戸町字入ヶ洞2番4地先

①1676  
上平5号線 L=271.9m

概要  
国道19号から既存市道を結ぶ道路  
について市道認定する。





議第66号 市道路線の認定について

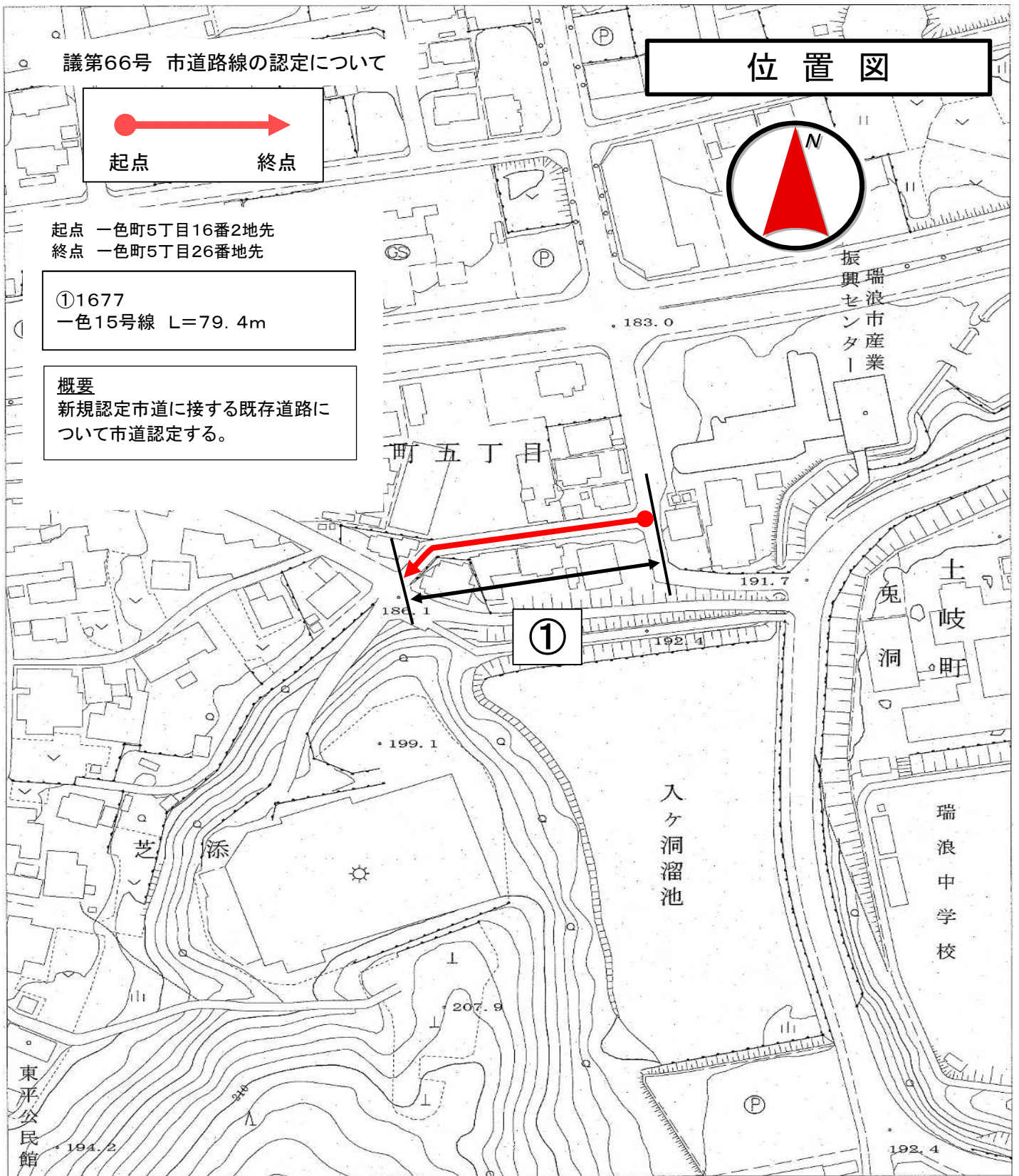
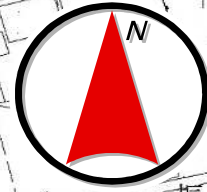
位置図



起点 一色町5丁目16番2地先  
終点 一色町5丁目26番地先

①1677  
一色15号線 L=79.4m

概要  
新規認定市道に接する既存道路について市道認定する。



議第67号 市道路線の認定について

位置図



起点 上平町5丁目1番2地先  
終点 上平町5丁目30番地先

①1678  
上平28号線 L=31.1m

概要  
新規認定市道に接する既存道路について市道認定する。

